令和6年第4回さくら市議会定例会提案理由説明書

(令和6年11月28日提出 追加議案第1号)

説明書目次

番号		項	目	名		ページ
1	財産の取得について					Р 3
2	議案説明資料 参	照法令等				P 4

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、財産の取得1件であります。

追加議案第1号は、財産の取得についてであります。

本案は、さくら市学校給食センター食器・食缶等を 6,820 万円で取得したいので、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。 何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) (抄)

[議決事件]

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 (1)~(7) 略
 - (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 - (9) \sim (15) 略
- 2 略
- □ さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年条例第 55 号)(抄)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。